

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大崎地域広域行政事務組合

○事務部局及び消防部局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	67.9 %
全職員	68.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	91.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	97.1 %
21～25年	98.2 %
16～20年	88.6 %
11～15年	91.3 %
6～10年	95.9 %
1～5年	95.0 %

【説明欄】

- ・対象期間：令和5年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
- ・給与等：給料，賞与等を含み，通勤手当を除く
- ・2（1）役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」「本庁課長相当職」「本庁課長補佐相当職」区分には女性職員がいないため記載なし。
- ・2（2）勤続年数別の「36年以上」「31～35年」区分には女性職員がいないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

○事務局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	78.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.2 %
全職員	72.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	97.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	97.3 %
21～25年	101.4 %
16～20年	97.4 %
11～15年	92.3 %
6～10年	92.7 %
1～5年	107.5 %

【説明欄】

- ・対象期間：令和5年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
- ・給与等：給料、賞与等を含み、通勤手当を除く
- ・2（1）役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」「本庁課長相当職」「本庁課長補佐相当職」区分には女性職員がいないため記載なし。
- ・2（2）勤続年数別の「36年以上」「31～35年」区分には女性職員がいないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

○消防部局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	71.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	71.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	82.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	85.1 %
11～15年	— %
6～10年	96.8 %
1～5年	88.3 %

【説明欄】

- ・対象期間：令和5年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
- ・給与等：給料、賞与等を含み、通勤手当を除く
- ・2（1）役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」「本庁課長相当職」「本庁課長補佐相当職」区分には女性職員がいないため記載なし。
- ・2（2）勤続年数別の「36年以上」「31～35年」「26～30年」「21～25年」「11～15年」区分には女性職員がいないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。